

第23回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年5月26日(金)午後4時11分～午後4時55分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス ホール

3 出席委員
(農業委員)

1番 太田香代子	3番 伊崎美代子	4番 木下勝徳	5番 小川一英
6番 植木健太郎	7番 楠田耕三	9番 中野裕二	10番 本多利任
11番 山下勝也	12番 山崎伸吾	13番 寺田健蔵	14番 水田 勇
15番 中村修治	16番 金子初夫	17番 馬場正国	

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

20番 田中芳邦	21番 野原重光	23番 田中八郎	24番 本多正敬
25番 増田孝徳	26番 北岡新市	27番 内田一郎	28番 末吉秀明
29番 神崎好史	30番 中村康弘	31番 石橋浩昭	32番 石橋正浩
33番 山口俊一	34番 松尾和昭	35番 寺田俊秀	36番 末續公德
37番 原田久也	39番 浅田修弘	41番 三宅東英	44番 山本敏晴

4 欠席委員
(農業委員)

2番 廣瀬博一 8番 平 光正

(農地利用最適化推進委員)

19番 吉岡長久	22番 中山秀樹	38番 岡田裕弥	40番 柴内成世
42番 本多晋介	43番 宮崎 努	45番 宮崎陽一	46番 相良栄一郎
47番 本田勝彦	48番 飛永敏博		

5 議事録署名委員 9番 中野裕二 10番 本多利任

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸
山口朋子

[日 程]

議案第 97号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 98号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 99号 農用地利用集積計画の決定について

議案第100号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について

- そ の 他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） それでは、皆さん、改めましてこんにちは。定刻から10分ほど経過いたしましたけれども、ただいまから第23回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、2番廣瀬委員、8番平委員、19番吉岡委員、22番中山委員、38番岡田委員、40番柴内委員、42番本多委員、43番宮崎委員、45番宮崎委員、46番相良委員、47番本田委員、48番飛永委員より欠席の届出があります。農業委員2名、推進委員10名となっております。また、39番浅田委員から少し遅れるとの連絡が入っております。出席農業委員数は16名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 改めまして、こんにちは。

本日は、第23回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、先日15日、長崎県下の農業委員会会長・事務局長会議が雲仙市小浜町で開催されました。

冒頭に各種表彰の授与式があり、本農業委員会は全国農業新聞普及推進表彰並びに全国農業新聞普及拡張特別優秀賞普及の部で第10位、それと第29回農業委員会だより全国コンクールで全国農業新聞賞を受賞いたしました。これも皆様方の協力の賜物であることと感謝いたします。

会議では、地域計画策定が法制化されたことを踏まえて、長崎県地域計画推進連絡協議会の地域計画推進方針について改めて説明がありました。県、振興局内の地域、市の各段階で推進していくこととなっております。委員の皆様におかれましては、地域の話合いの場に必ず出席していただき、各地域の将来像についてのご意見を述べていただきたいと思います。

また、令和5年度の農業委員会活動の重点事項などが協議され、農地の集積、荒廃農地の解消対策、農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及拡大について、市町ごとの数値目標が決められました。農業委員一人一人が1年の活動の中で1件以上の報告を行えるよう、目標達成に向け皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局から、農業委員18名中、出席委員は現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に、9番中野委員、10番本多委員を指名し、ただいまから議案の審議に入りたいところでありますが、表彰伝達式を先に行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局（〇〇） 表彰です。まずは全国農業新聞普及推進表彰を行いたいと思います。それと全国農業新聞普及拡張特別優秀賞・普及部数の部第10位を、併せて表彰状の伝達を行いたいと思います。

議 長 表彰状。南島原市農業委員会殿。貴会は、情報提供活動の重要性を深く認識され、全国農業新聞の普及推進に著しい成果を収められました。よってここに表彰いたします。令和5年5月15日、一般社団法人全国農業会議所会長、國井正幸。

代読です。おめでとうございます。

事務局（〇〇） 続きまして、第29回農業委員会だより全国コンクール、全国農業新聞賞の授与をいたします。

議 長 表彰状。全国農業新聞賞。南島原市農業委員会殿。貴会は、第29回農業委員会だより全国コ

ンクールにおいて頭書の成績を収められましたので、これを賞します。令和5年5月15日、一般社団法人全国農業会議所会長、國井正幸。

代読です。どうもおめでとうございます。

それでは、**議案第97号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 皆さん、お忙しい中、お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから**議案第97号 農地法第3条の規定による許可申請について**説明いたします。座って説明いたします。

それでは2ページをお願いいたします。

今日は、売買が2件、1,190平米で、贈与が3件の合計2,722平米となっております。

それでは朗読をしたいと思います。

(議案第97号 番号1～5を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められないもの、第4号の農作業に常時従事すると認められないもの及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますので、まず1番の案件、深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 よろしいですか。

(「はい」との声)

議長 今日は深江の方は適正化推進委員の方だけですけど。よろしいですか。

(「はい」との声)

議長 次に、2番、3番は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 4番は北有馬の案件ですが、北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。

次に、5番の案件ですが、加津佐の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 よろしいですか。

意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することに決定いたします。

次に、3ページ、**議案第98号 農地法第5条の規定による許可申請について** 事務局より番号順に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、**議案第98号 農地法第5条の規定による許可申請について**説明いたします。

まず、説明の前に、前回、前のスクリーンが見にくいということで意見等ありましたので、できるだけ暗くしてしたいと思います。ちょっと聞いていただければと思います。

それでは資料は3ページになります。

所有者のほうは埼玉県〇〇さんと埼玉県〇〇さん、こちらは共有名義になります。持ち分がそれぞれ2分の1ずつ。土地が2筆ありますが、それぞれを共有名義とされております。こちらのほうは持ち分の記載が抜けておりましたので、そちらのほうを訂正していただければと思います。

譲受人が布津町の〇〇さん、土地が深江町〇〇の、いずれも地目田の、合計の888平米となっております。転用の目的は建築条件付分譲地となっております。申請地を建築条件付分譲地として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、許可あり次第となっております。期間は永久となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。建築条件付分譲地、2区画になります。

ちょっと図面では見にくかったと思いますが、2つの建物が建つ予定ということですので。こちらがA号地、B号地という書き方でしておりますけども、その2つの合計が703.64平米となっております。進入路の確保のため既存の住宅があるんですけども、東側に、今拡大してもらっていますけど、市道から入っていくために建物がありますが、そこを一部壊して進入路をつくりますが、こちらの代替ということで一部をC号地ということになります。こちらが16.57平米となっております。そこから進入路と、こちらの土地が最終的には袋小路になっておりますので、旋回するところということでD号地、こちらが167.79平米となっております。建物については、建築条件付の分譲地であることから分譲地の販売をして建築をされますが、一定期間で分譲地を販売できなかった場合は、転用者が自ら建物を建築し、販売することとなります。建物の計画につきましては、転用者が自ら建築しなければならなくなったときの計画となっておりますので、そのときは、木造平屋建ての建築面積68.73平米を2棟分、合計が132.48平米となります。最高0.3mの盛土、最高0.4mの切土をして整地し、土留め工をして造成をいたします。雨水につきましては、溜桝、排水桝を経由し、東側の道路側溝へ放流することになります。汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して同じく東側の道路側溝へ放流いたします。なお、資金につきましては、土地の購入費、土地の造成費及び自ら建築しなければならなくなったときに必要な建設費を含めて、全て自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 ライトをつけてください。

建築条件付分譲地ということですので。新しい案件となっております。

この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。24日午前11時過ぎより、〇〇委員、〇〇推進委員、そして事務局から4名、計7名で見えてまいりました。場所は、深江町の〇〇医院というのが地図上では右下にあるんですけども、それから〇〇の方向に100mほどの、旧道といいますか、旧国道ですね、現在市道ですけども、それに沿ってあり、近くには、左手に、というか山側に〇〇の〇〇というお寺、それから〇〇センターとかがあるところでございます。お寺の前の道路や、今もちょっと建設中の、写っていましたが、旧島鉄線路と先ほど言いました市道の間に位置するところがあります。

これが建設中の線路と自転車道路から、北側から見たところですので。反対側を見せてください。

排水がこれですね。これが南側から撮った写真ですけども、左カーブしているのが水路です。結構広いんですけども、水量は全然多くありません。それから、水路のついでに言いますけども、上部に今は線路沿いちょっとカーブしたような形で水路が先ほどの南側につながっているんですけども、水路位置を変更して線路沿いに真っすぐ水路を設けて、計画地の左側になりますけど、西側になりますけども、そちらにつなげるという予定であります。そして、赤道というのが先ほどの水路と並行してあるんですけども、もう一回南側から、これでは両側は見えませんが、この水路の約1mくらい予定地に入ったところに、赤道になりますけども、それを基準にして作るということで、赤道も水路も保全するという形になると思います。それから、ここは住宅街で周りに住宅が多いんですけども、隣接する農地というのは唯一、この一番北側、右側に見えるのが〇〇ハイツというところですけども、その一番端っこ、上のほうに、本当に狭小地、番地例えば653の3というのが、64平米、0.64aというのが唯一隣接しておりますけども、この方とは、これは許可あり次第分譲地、そしてその後住宅建設ということで了解をもらっているということです。以上のようなことでありまして、排水は敷地も住宅へ引かれている浄化槽も、市道の、両方に水路、側溝があるんですけども、山側の側溝に流すと。こちらですね。例えば東側になりますか。こちらは側溝に流すということで、総合的に問題ないと見てまいりました。ご審議のほどお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。手違いにより遅刻しましたけども。申し訳ありませんでした。先ほどの農地の転用ですが、〇〇委員さんが言われたように、近くに耕作される農地はなくて、排水も別に作ってから排水路を作られるそうなので、特に問題はないと思います。以上です。

議長 これは建設条件付の分譲地ということで、初めてこういうものが申請が上がりましたけども、事務局、その部分をもう少し、この条件付というのを、申請はどういうことかということをお皆さんに報告お願いしていただけますか。

事務局(〇〇) 建設条件付の分譲地という転用目的になりますが、こちらにつきましては、本来分譲をする場合については、転用の場合、建物を建てて基本は販売するところまでが転用ということになるんですけども、この場合については、造成を行った後に分譲をして、販売、そして建物を建てますという事が転用の目的になります。この場合、まずは分譲地を造らないと販売ができないということで、建築、必ず建物を建てますよということを条件につけて分譲地の転用申請という形になります。当然、分譲地だけ造ってから建物を建てないということになると、後々には転用行為の違反になるということになりますので、当然そのときには元に戻さなければならなくなるということもあります。ですが、先ほども言いましたけど、これが一定期間ということで、県のほうからも、一定期間というのは特段の縛りはないんですけども、転用の通常のでいけばまずは3か月以内の着工、そして3年以内の完了というのが1つの基準かなと思います。今回の申請につきましては、一応、造成に関しては2年以内にして、そしてその間に販売まで持っていく。その後販売ができなかったときには転用者自らが建物を建てて建て売りをするという形になります。一応そういうことですので、よろしく申し上げます。

議長 皆さん、ご理解いただけましたでしょうか。

この件に関して何か皆さんからご意見、ご質問等ありませんか。

ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、4ページ、**議案第99号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第99号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

ページのほうは4ページでお願いします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規2件、2,405平米、再設定が23件、7万2,332平米の合計25件の7万4,737平米となっております。使用貸借権は再設定のみの4件、8,578平米となっております。所有権移転につきましては、贈与が1件、3,397平米、売買が2件の4,284平米の合計3件、7,681平米となっております。中間管理事業(一括方式分)につきましては新規のみで、賃貸借権が4件、4,823平米、使用貸借権が13件、9万4,737.81平米の合計17件、9万9,560.81平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式につきましては朗読を割愛させていただきます。

それでは4ページのほうをお願いいたします。

(議案第99号 賃貸借権 番号1~2新規設定、所有権 番号30~32を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われまます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところでありますが、10ページ、11ページの番号42については出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 では、次に番号42について審議をいたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号42についてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第99号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、15ページ、**令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)**について 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第100号について説明いたします。

なお、実績値の報告をもって提案とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

資料のほうはず16ページになります。

最適化活動の成果目標、②担い手の集積面積ですけれども、その集約ですが、中段になります、③実績、今年度の新規集積面積が41haで、ここの下の、下段の今年度末の集積面積（累計）が2,934、一番上のほうのこれまでの集積面積2,404、この分が41足したときに数字が合わない形になっています。これ、国のほうが、農水省のほう担い手の集積面積の調査をホームページ等で公表しているんですが、これについては農林課のほうが行っています担い手の農地利用集積状況調査、この数字を基に公表されている数値になりますので、今回からそちらのほうの数値を正として、今までは農地台帳の担い手の面積を集計した分だったので、若干農林課が公表する数値と国が公表している数値とかなり差があったので、今年度からそちらの担い手の農林課が行っている状況調査の数値を公表、こちらのほうの集積面積に合わせていきたいと思っていますので、そこのほうはちょっと差があるということでご了承いただきたいと思います。

議長 それで、これはどっちが農林課が示した数字。

事務局（〇〇） 実績のほうの2,934、こちらのほうが農林課が集積状況調査で国のほうに報告している数字になります。

議長 はい。

事務局（〇〇） 次に17ページをご覧ください。

こちらのほうが遊休農地の解消になります。③実績になりますが、今年度の緑区分の遊休農地の解消面積、昨年8月から回っていただいた農地パトロールにおいて、緑から白、環境保全管理を含めたところの白になった面積を集計しております。これが7.6haになっております。

次に資料の18ページをご覧ください。こちらのほうが新規参入の促進ということで、新規参入の農業者への農地の貸付けの同意を得た面積ということで、この面積につきましては2.6ha。これは、農業委員会のほうで農地銀行というのを行っております、農地を貸してもいいよ、出してもいいよとか、この集計面積になりますので2.6haが今年度の実績となります。

次に下段のほうになります、下のほうになりますけども、強化月間の設定ということで、今回は利用状況調査を行ったということで1回になります。

次に19ページをご覧ください。これが新規参入相談会への参加ということで、4年度は1回、諫早市の就農支援センターのほうで南島原市で農業を始めたいという方とのマッチング、顔合わせ、また、実際就農に当たっての今後のフォローに当たるために農業委員さんと私も行ったんですが、技術支援、業務支援、チーム会というのが行われまして、そちらのほうに新規就農の相談ということで行っております。

一番最後のほうに、19ページ、一番下なんですけど、推進委員等の点検・評価、これについては、作業活動日誌、これをうちのほうが大体7日以上、7日を基準として設定しております。国のほうが13日以上活動すれば上出来という形の数値になっていますので、一番上の方だけで3日以上、うちのほうがゼロ人、7日以上活動を、月に7日以上された委員さんが7名で、7日間どおりされた方が16名、若干ちょっと足らなかったという方が25名ということで、今回そういう結果になっております。この報告はずっと毎年報告になりますので、活動日誌のほうは小まめにつけていただければと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。私からは以上です。

議長 今のあれで、国のほうは13日、基本が目標ですか。

事務局（〇〇） 国のほうが、基本が10日間、10日以上活動を基準としております。

議長 ああ、そう書いてある。

事務局（〇〇） はい、国のほうはですね。3日以上上乗せした13日以上がいいということで、うち

のほうもそちらのほうを大いに上回った結果という捉え方をしております。

議長 うちとしては……

事務局（〇〇） 7日を基準。

議長 7日が目標ですね。それ以上の方がいらっしゃったということですね。下回った方と約半々ぐらいですかね。

事務局（〇〇） そうですね。

議長 ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので原案どおり認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表（案）については原案どおり認めることに決定いたします。

次に、20ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

21ページから23ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

以上をもちまして議事のほうを終了いたします。